

北本市観光協会所有備品貸出規程

(趣旨)

第1条

この規程は、北本市観光協会所有備品の貸出に関し、必要な事項を定める。

(使用承認申請)

第2条

備品を使用するものは、あらかじめ、備品貸出申請書を北本市観光協会(以下協会)に提出し、その許可を受けなければならない。

(貸与の許可)

第3条

協会は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、備品の貸出を許可する。

1. 備品の正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
2. 備品の使用が法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
3. その他、協会が備品の使用について不適當であると認めるとき。

2 前項の許可は、申請書の決済をもって行う。

(使用期間)

第4条

備品の貸出期間は、原則として5日間以内とする。

(使用料)

第5条

備品の種類・使用料は、別表1の通りとする。

また、観光協会会員について一部備品は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条

使用許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 許可された用途のみに使用すること。
2. 貸出期間を遵守すること。
3. その他、許可者が特に付した条件に従って使用すること。

(貸与許可の取消)

第7条

使用許可を受けた者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合、使用許可を受けた者に損害が生じても、協会はその責めを負わない。

(借入者の責任)

第8条

備品を破損、又は、紛失し、再度の使用が困難な場合は、借入者が修復・同等物の返却を行う。

2 前項の規定に関わらず、協会が、貸出備品の修復等を求めたときは、使用許可を受けた者はこれに従わなければならない。

(許可者の責任)

第9条 備品の使用により、使用許可を受けた者が被った被害に対しては、協会は一切その責めを負わない。

(補則)

第10条 この規程に定めるものの他、備品の貸出に係る必要な事項は、協会が別に定める。

附則

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年5月10日から施行する。

(第5条 使用料の変更、別表1備品の追加)